

公布された規則のあらまし

佐賀県税条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（規則第三九号）

佐賀県税条例等の一部を改正する条例の施行期日（第一条中佐賀県税条例第四六条の一〇第一項及び第一一九条第一項の改正規定並びに附則第七条の規定に係るものを除く。）は、平成二三年七月一日とすることとした。ただし、一部の規定の施行期日は、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律の公布の日から起算して二月を経過した日又は平成二四年一月一日とすることとした。

佐賀県税条例施行規則の一部を改正する規則（規則第四〇号）

1 地方税法及び佐賀県税条例の一部改正に伴い、所要の改正を行うこととした。

2 この規則は、一部の規定を除き、平成二三年七月一日から施行することとした。

3 所要の経過措置を定めることとした。